

2015年1月19日

各位

株式会社りそな銀行  
株式会社埼玉りそな銀行  
株式会社近畿大阪銀行

### 積立投資信託の最低購入金額引下げについて

りそなグループのりそな銀行（社長 東 和浩）、埼玉りそな銀行（社長 池田 一義）、近畿大阪銀行（社長 中前 公志）は本日より、マイゲート（インターネットバンキング）※で積立投資信託を購入する際の、最低購入金額を毎月10,000円から毎月1,000円に引き下げいたします。より少額からの購入を可能にすることで、資産運用経験の少ないお客さまにもお気軽に投資を始めていただくことができます。

税制上メリットのある「少額投資非課税制度（愛称：NISA）」のご利用などと併せ、お客さまの中長期的な資産形成を支援してまいります。

※マイゲート（インターネットバンキング）・・・「パーソナル機能（個別情報機能）」と「インターネットバンキング機能」が融合したりそなグループの新しいWEBコミュニケーションサービス

#### <積立投資信託の特長>

- 毎月1,000円から積立できます（※マイゲートでのお申込みに限ります）
  - 少額から購入いただけるので資産運用経験の少ないお客さまにもお気軽に投資を始めていただけます。また、少額ずつ複数の銘柄で積立を行うなど、幅広い対象への投資にご利用いただけます。
  - 毎月ご指定の日に自動的に投資します。
  - ボーナス月など年2回までは、お積立金額の増額が可能です。
- ドルコスト平均法により購入単価を安定させる効果が期待できます
  - 一度にまとまった金額を投資するのではなく、定期的に一定額を投資することで、購入単価を安定させます。その結果、一時的な相場変動の影響を受けにくくなります。

#### <積立投資信託の変更内容>

項目	変更前	変更後
店頭	10,000円以上1,000円単位	10,000円以上1,000円単位 (変更なし)
コミュニケーションダイヤル (テレフォンバンキング)		
マイゲート (インターネットバンキング)	10,000円以上1,000円単位	<u>1,000円以上</u> 1,000円単位

#### <ご留意事項>

○1,000円から積立投資信託をご利用いただくには、以下の条件を満たす必要があります。

- ✓ マイゲート（インターネットバンキング）でのお申込み。
- ✓ 積立金額が10,000円未満の場合は、電子交付サービス※のお申込みが必須となります。

※電子交付サービス・・・当社から交付する書類（取引報告書、解約報告書、その他のご案内等）について、郵送に代えてインターネットを通じて付する無料サービス

以上

## 別紙

## 【投資信託に関する注意事項】

◆投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、株価、金利、通貨の価格等の指標に係る変動や発行体の信用状況の変化を原因として損失が生じ、元本を割込む恐れがあります。◆投資信託への投資信託へのご投資では、商品ごとに定められた手数料等(お申込金額に対して最大3.78%(税込)のお申込手数料(購入時手数料)、純資産総額に対して最大年2.2312%(税込)の運用管理費用(信託報酬)、基準価額に対して最大1.0%の信託財産留保額、その他運用に係る費用等の合計)をご負担いただきます。手数料等の合計については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ記載することができません(2015年1月19日現在)。◆投資信託は預金ではなく、元本および分配金が保証されている商品ではありません。また預金保険の対象ではありません。当社を通じてご購入いただく投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。◆投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うこととなります。◆投資信託の募集・申込等のお取扱いは当社、設定・運用は投資信託委託会社が行います。◆商品ごとに手数料等およびリスクは異なります。各商品の詳細は、それぞれ最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体としてお渡しする「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

## 【NISAご利用にあたっての留意点】

◆埼玉りそな銀行で取扱うNISA対象商品は株式投資信託のみです。◆NISA口座は他口座との損益通算、損失の繰越控除はできません。◆株式投資信託等を一度売却した場合、その分の非課税枠の再利用はできません。収益分配金を再投資する場合も非課税枠を利用していることとなります。非課税となる投資枠の残額については翌年以降に繰り越すことはできません。◆投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は従来より非課税であり、非課税口座での制度上のメリットは享受できません。

株式会社りそな銀行

登録金融機関 近畿財務局長(登金)第3号 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

株式会社埼玉りそな銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第593号 加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

株式会社近畿大阪銀行

登録金融機関 近畿財務局長(登金)第7号 加入協会 日本証券業協会